

「第 52 回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議」

令和 3 年 3 月 18 日(木) 18 時 45 分
都庁第一本庁舎 7 階特別会議室(庁議室)

【危機管理監】

それでは、第 52 回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開始いたします。

現在の状況、これまでの各局の取組について私の方から報告をいたします。

次、まず世界各地の感染の状況です。世界の合計で約 1 億 2,000 万の方が感染をされ、約 267 万人の方が亡くなられています。最も多いアメリカで約 3,000 万の方が感染され、約 54 万人の方が亡くなっているという状況です。

次、国内の発生状況になります。16 日の 24 時時点の集計です。国内合計で約 44 万 7,000 名の方が感染され、8,676 名の方が亡くなっています。

次、都の発生状況になります。これまで陽性者については累計で 11 万 6,293 名の方が感染をされています。そのうち退院等をされた方が 11 万 1,884 名いらっしゃいます。入院に関しては 1,270 人、亡くなられた方は 1,612 人という状況です。

次、続きまして直近の国の動き等になります。一番下のところになります。3 月 18 日、本日ですが、第 58 回新型コロナウイルス感染症対策本部会議が実施をされ、基本的対処方針が改定をされました。

直近の都の動きがその右側になります。前回、3 月 5 日に第 51 回対策本部会議を開催いたしました。最近の都の直近の対応については特段ありません。

次、感染症への各局の対応になります。政策企画局の欄、一番下です。3 月 5 日に 1 都 3 県でテレビ会議を実施、共同メッセージの発出、共同取組を実施しております。8 日に、国への共同要請を実施いたしました。

次、生活文化局の一番下のところですが、3 月 14 日、年度末に向けまして、感染症拡大への警戒を広く都民に呼びかけるため、広報東京都特別号を発行しております。

次、住宅政策本部の欄です。都営住宅の毎月募集(4 月～6 月)及び随時募集を継続して実施をしております。

産業労働局の欄、一番下のところですが、3 月 5 日以降ですが、テレワーク導入率の調査結果、そして「1 都 3 県テレワーク集中実施期間」の延長、飲食店の感染症対策に必要な消耗品の共同購入の支援、新需要獲得に向けたイノベーション創出支援事業支援プロジェクトの決定、そして「TOKYO テレワークアワード」大賞企業の決定について公表をしております。

また、下から 2 行目になりますが、サテライトオフィスとして客室を提供できる多摩地

域の宿泊施設の募集を開始いたしました。

次、建設局・港湾局につきましては、スライドに記載の取組を実施しているところです。

次、教育庁のところでは、緊急事態宣言の再延長に伴う新型コロナウイルス感染症対策の一層の徹底についてということで、区市町村には都の措置を参考に対策の徹底を再周知するというので3月5日に発しているところです。

次、続きまして各局からの報告をいただきます。まず、検査・医療提供体制につきまして福祉保健局長からお願いいたします。

【福祉保健局長】

まず、PCR検査等の拡充についてご説明申し上げます。これまで都は検査能力の増強に努めて参りました。

また、福祉施設や区市町村が独自に実施する検査を支援してきたところでございます。

今後、感染拡大の端緒を確実に捉えるため、区市町村と連携して、戦略的に検査を実施して参ります。

次、お願いします。次に高齢者施設等での検査についてでございます。都は2月から、特別養護老人ホームや介護老人保健施設、有料老人ホームなどを対象として、検査を実施して参りましたが、今後は通所サービスなどにも対象を拡大して参ります。

次、お願いします。次に、医療機関等での定期的な検査についてです。保健所と連携して、葛飾区内の医療機関の職員を対象に定期的な検査を実施します。今後、感染状況を踏まえまして、他の地域でもこれを展開して参ります。

また、現在、江戸川区が区内の特定のエリアで飲食店約800店を対象として検査を実施しており、都も支援しているところでございます。

今後、こうした先行事例を他の区市町村に紹介し、都内各地に展開して参ります。

次、お願いします。次に変異株PCR検査についてでございます。変異株を早期に探知するため、民間検査機関の活用や保健所から健康安全研究センターへの持ち込み検体を増やすことにより、検査数を増加させます。

これにより、変異株の検査の実施割合を、現在の新規陽性者の約10%から、まずは、4月上旬に約25%と引き上げ、さらに40%を目指し、早期に拡大して参ります。

次、お願いします。次に医療提供体制についてでございます。病床についてはこれまでも感染状況を踏まえ順次拡充し、現在、5,048床を確保しているところでございますが、今回、感染拡大時に都が要請した場合に、新型コロナウイルス感染症患者のために転用できる病床の数を医療機関に改めて確認したところ、本日時点で最大確保病床は5,474床となりました。

また、宿泊療養施設については、現在約6,000室を確保しているところでございますが、引き続きこの規模を確保して参ります。

こうした体制により、第3波を上回る事態に備えて参ります。

以上でございます。

【危機管理監】

ありがとうございました。次、続きまして、段階的緩和期間における都の対応(案)及びコロナ対策リーダーにつきまして、総務局長からお願いいたします。

【総務局長】

総務局からは段階的緩和期間における都の対応(案)及びコロナ対策リーダーの2点についてご説明いたします。

先程、政府対策本部が開催されまして、1都3県を対象とした緊急事態宣言が3月21日で解除されることが決定いたしました。

宣言は解除されますが、感染の再拡大を防ぐため、都としては、感染防止の取組は段階的に緩和をいたします。

対応(案)でございますが、対象となる区域は、島しょ地域を含む都内全域、期間は、当面、3月22日0時から3月31日24時までといたします。

実施内容は、感染症の再拡大防止のため、人流の抑制を最優先に、都民向け、事業者向けに要請を行います。

都民向けには、特措法第24条第9項に基づき、日中も含めた不要不急の外出自粛を要請いたします。

事業者向けには、特措法第24条第9項に基づき、営業時間の短縮、業種別ガイドラインの遵守、イベントの開催制限を要請いたします。

また、宣言解除を受け、これまで実施してきた法第45条第2項に基づく営業時間短縮の要請の期間、同条第3項に基づく営業時間短縮の命令の期間は終了いたします。

なお、4月1日以降の対応につきましては、感染状況や医療提供体制等を踏まえ、別途決定をいたします。

次に、施設の使用制限・イベントの開催制限の具体的内容について、現在の措置等からの主な変更点をご説明いたします。

まず、営業時間短縮の要請や協力依頼については、営業時間を朝5時から21時まで、酒類の提供を11時から20時までといたします。

都では、時短営業にご協力いただけるよう、引き続き職員による店舗の見回り等を実施して参ります。

イベント関係の施設における収容人数や、イベントの開催制限についてでございますが、収容率、人数上限は記載の通りといたしまして、いずれか小さい方の規模となるよう協力依頼や要請を実施いたします。

なお、本日、書面開催をいたしました感染症対策審議会におきまして、段階的緩和期間における対応(案)について、「妥当」とのご意見を頂戴しているところでございます。

次に、コロナ対策リーダーについてご説明いたします。感染のリバウンドをさせないためには、お店の感染防止対策だけでなく、店舗を利用される方に「来店時の手指消毒」「食事中以外のマスク着用」など、感染防止マナーを守っていただくことが欠かせません。

そこで、店舗に「コロナ対策リーダー」を置きまして、店内の感染防止策を徹底し、利用客に感染防止マナーを促す事業を開始いたします。

具体的には、店舗ごとに対策リーダーを選任し、感染防止マナーを利用客に呼びかける旨の宣誓を行っていただきます。来週の22日(月)正午から特設サイトで登録が可能となります。

登録後、東京iCDC監修の研修動画を視聴し、確認テストを受けていただいた上で、終了後にはシールを発行いたします。このシールは「感染防止徹底宣言ステッカー」に貼付することができます。

なお、パソコンに不慣れな方などは、スライドにお示ししてございます相談センターにご連絡いただくこととしてございます。

店舗と利用客双方による協力で、より安心なお店づくりを進めていくものでございます。説明は以上です。ありがとうございました。

【危機管理監】

ありがとうございました。次、続きまして、協力金の支給、中小企業の取組に対する助成につきまして、産業労働局長からお願いいたします。

【産業労働局長】

当局からは2点ご報告させていただきます。

1点目は協力金の支給についてです。3月8日から31日までの間、時短要請に全面的にご協力いただいた飲食店等の皆様には、協力金を支給いたします。

協力金の申請受付開始は、4月下旬を予定しております。申請にあたりましては、「コロナ対策リーダー」の選任・登録が必要となります。詳細は、改めてお知らせをいたします。

次、お願いします。2点目は、中小企業の取組に対する支援についてです。ガイドラインに基づく感染防止対策の取組への助成について、飲食店を含む団体がCO2濃度測定器やアクリル板などの消耗品を共同購入する場合、助成率を3分の2から5分の4に引き上げることといたします。

また、テラス営業などのための道路占用許可基準の緩和措置の延長を受けまして、テラス営業を行う飲食事業者への助成金の追加募集を開始いたします。

引き続き、飲食店等における感染防止対策の更なる徹底に向けて、事業者の皆様の取組をサポートして参ります。

以上です。

【危機管理監】

ありがとうございました。次、続きまして、都立施設の対応につきまして、政策企画局長からお願いいたします。

【政策企画局長】

都立施設の対応について申し上げます。

上野動物園などの都立施設は、引き続き休館等の対応を継続いたします。

また、都立公園での通行規制や特定エリアの立入制限、及び酒類を伴う宴会や飲食等の禁止につきましては、今後も花見の期間中継続いたします。

なお、運動施設につきましては、都民の皆様様の健康維持の観点から、万全の感染対策を行った上で、緊急事態宣言が解除となる3月22日以降、順次再開をいたします。

再開する施設につきましては、感染防止対策の徹底と運動前後の会食を徹底して控えていただくよう、スライドに掲げますような施設利用者向けのポスターを掲示して、呼びかけることといたしました。

以上の点につきまして、別途、詳細を通知しますので、適切にご対応いただくよう、よろしくをお願いいたします。

以上です。

【危機管理監】

ありがとうございました。

以上の報告のほかに、この場でご発言、ご報告等ある方いらっしゃいますか。

よろしければ本部長からご発言をいただきたいと思います。よろしくをお願いいたします。

【都知事】

皆様ご苦労さまでございます。

先程、政府の対策本部が開催されまして、3月21日緊急事態宣言の解除が決定をされました。

都民・事業者の皆様様のこれまでのご協力、そして、医療従事者の皆様方の昼夜を分かたぬご尽力に対しまして改めて感謝申し上げます。ありがとうございます。

とはいえ、東京都の現状ですが、依然として厳しく、また、宣言は解除されるものの、感染防止の取組を段階的に緩和するという流れでございます。この段階的緩和期間を、リバウンドを防ぐ、そのための取組期間としなければなりません。

リバウンド対策であります、「検査・医療提供体制の強化」が極めて重要であります。

先程、福祉保健局長から報告がありまして、PCRの検査等につきましては、感染拡大の予兆を確実に捉えるために、区市町村と連携をして、戦略的に検査を実施していく。

また、変異株を早期に探知する。そのために、民間検査機関を活用した検査、そして健康

安全研究センターでの検査数を増加していきます。

医療提供体制でありますけれども、今後、第3波を上回る事態が生じた場合、これに備えまして、本日時点の最大確保病床は、5,474床となっております。宿泊療養施設については現在の規模を引き続き確保して参ります。

段階的緩和期間における都の対応についてであります。先程、総務局長からの説明があったとおり決定いたしております。

そこで都民の皆様には、引き続き不要不急の外出の自粛をお願いする。事業者の皆様には、営業時間の短縮とイベントの開催時間(正しくは開催制限)などをお願いする。

そして、4月1日以降の対応については、感染状況や医療提供体制等を踏まえて、別途決定するものといたします。

飲食店等の皆様に対しましては、「コロナ対策リーダー」、これを設置していただいて、お店とお客双方の協力でもって安心なお店づくりをお願いいたします。

産業労働局長から報告ありましたとおり、3月8日から31日までの間、営業時間短縮要請に全面的にご協力いただいた飲食店等に対しまして店舗ごとに協力金を支給いたします。

申請に当たりましては、「コロナ対策リーダー」の選任・登録が必要でありまして、感染拡大防止を徹底するために、ぜひ登録をお願いいたします。

また、飲食店の感染症対策への支援を一層強化するために、ガイドラインに基づく取組への助成を拡充いたします。

さらに、テラス営業などのための道路占用許可基準、この緩和措置延長をいたしておりますが、テラス営業を行う飲食事業者への助成金の追加募集を開始いたします。

政策企画局長からの報告のように、上野動物園など、現在休館中の都立施設については、休館を継続し、また都立公園の利用制限などもお花見期間中は継続していただきます。

なお、運動施設ですが、都民の皆さんの健康維持の観点から、22日以降、順次再開いたします。

そして、先程、1都3県の知事で、テレビ会議を行いました。そして共通の取組について合意をしたところであります。引き続き各県と緊密に連携して、リバウンド対策に取り組んで参ります。

この後、臨時記者会見を開きます。そして都民・事業者の皆様に対して、今回のこの緊急事態宣言の解除に伴う段階的緩和期間への移行に当たっての呼びかけを行って参ります。

それぞれ各局におかれましては、何としましてでもリバウンドを回避していく。その強い危機感を持って対策に取り組んでください。

よろしく申し上げます。

【危機管理監】

ありがとうございました。

以上をもちまして第52回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議を終了いたします。

す。